

今後の海岸保全事業の進め方

神奈川県藤沢土木事務所なぎさ河川砂防部



今後の海岸保全事業の進め方

養浜事業は、砂浜の復元、海岸保全 という目的を確実に果たしつつあり、養浜環境調査においても底質環境、生物相に与える影響もみられず、防護だけでなく環境、利用にも良い効果を発揮しています。しかし、海岸中央部における2016年1月時点の浜幅は約30m（自転車道法肩から約40m）であり、計画浜幅B=40mを達成していません。

高波浪による一時的な侵食や海底変動を考慮し、確実に防護機能を確保するため、また目標海浜像を目指すため、養浜を継続して計画汀線まで砂浜の拡幅を図ります。

この場合、養浜材の調達先として、従来の相模ダムの堆砂に加えて、茅ヶ崎漁港西側堆積域の砂を可能な限り多く活用します。茅ヶ崎漁港西側の堆砂の活用は、養浜材の流出時に発生する海域の濁りの低減が期待できるだけでなく、茅ヶ崎漁港へ流入する飛砂量を直接的に少なくすることができ、港内堆砂の軽減も期待できます。

養浜前（2005年12月）



砂浜の復元（2016年2月）



中海岸だけでなく、ヘッドランド東側の菱沼海岸の保全にも効果を発揮しています。

今後の海岸保全事業の進め方

平成27年度よりも茅ヶ崎漁港西側堆積域の砂を多く活用した養浜を実施していきます。



新たな課題や注目すべき点：

- 毎年、どの程度の量の砂を採取することが可能か？
- サンドバイパスの継続的な実施により柳島海岸が侵食することはないか？
- 漁港西側から港内(泊地)へ飛砂により流入する砂が減少するか？
- 中海岸の養浜材に、サンドバイパスによる粒径の細かい材料(中砂：細砂=8:2)を多く用いた場合、確実に海岸保全が図れるか？

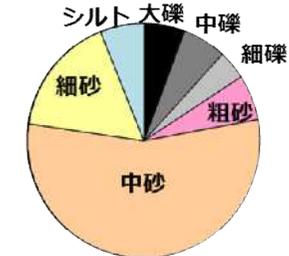
今後もモニタリングを継続し、順応的に養浜事業を進めていきます。

今後の海岸保全事業の進め方

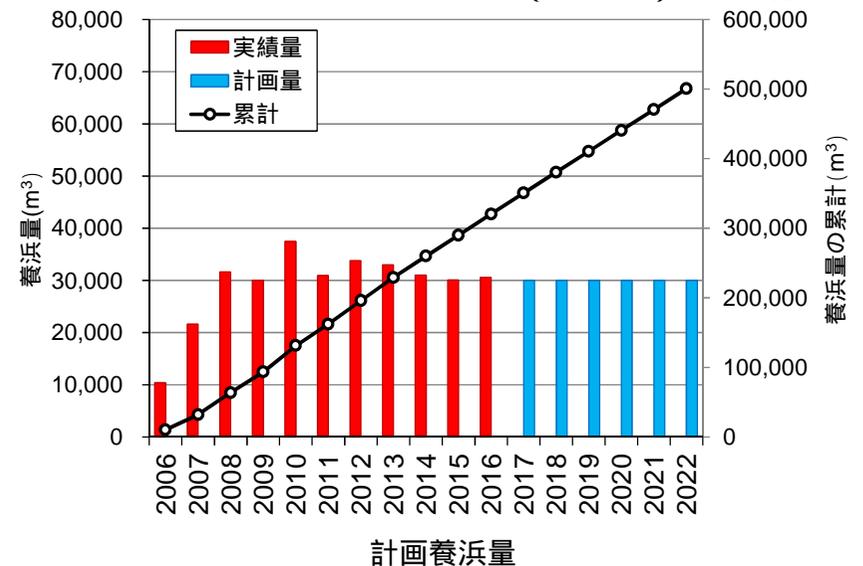
養浜事業により，防護，環境，利用の目的を確実に果たす必要があります。このため，近年は高波浪が多く来襲し，高波浪により一時的に深みが形成され防護機能が大きく低下する恐れがあること．環境，利用のためにも目標海浜像を目指す必要があることから，**計画浜幅を達成できる見込みの平成33年度（2022年1月～3月の養浜）まで，養浜事業（3万m³/yr）を継続し，砂浜の拡幅を図ります．ただし，平成33年度とは，計画浜幅を達成できる見込みの年であり，早期に計画浜幅を達成した場合は，その時点で維持養浜に移行します．**

養浜材には，これまでに主に相模ダム水系から調達した養浜材を用いていましたが，漁業利用や海岸利用，海岸環境に配慮し，柳島消波堤付近の侵食に注意しながら**茅ヶ崎漁港西側堆積域の砂を多く活用します**．また，**維持養浜移行後は，可能な限り海岸域の砂を活用する方法に変更していきます**．

今後も継続してモニタリングを行い，漁業利用や海岸利用，海岸環境への影響について調べ，必要に応じて対策を講じ，養浜事業を順応的に進めます．



平成27年度（2016年）の養浜材の質



養浜事業の継続にご協力をよろしくお願い致します。

